

広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付準備基金の設置、  
管理及び処分に関する条例

平成20年1月30日

条例第6号

(設置)

第1条 後期高齢者医療制度の健全な財政運営に資するため、広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付準備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度、広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算（以下「特別会計予算」という。）で定める。

2 前項の規定により積み立てる額の財源は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第104条第1項の規定により市町が徴収する保険料（以下「保険料」という。）をもって充てる。

3 前項の規定にかかわらず、広域連合長が必要があると認めるときは、保険料以外の収入を財源に充てることができる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、特別会計予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を処分することができる。

(1) 保険料を財源として広域連合が行う後期高齢者医療に係る医療給付その他の事業に要する費用に不足を生じた場合において、当該不足額を補うための

財源に充てるとき。

(2) 広域連合長が特に必要と認めるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。